

**2021年1月号トピックス**

**コロナウイルスに感染した外国人の入国又は永住権申請の禁止**

官報は、仏暦 2563(2020)年 12 月 25 日付で外国人の入国又は永住権の申請を禁止とする病気一覧を定める省令を発表した。同省令発布の経緯としては、現在のコロナウイルスの感染拡大状況、、及び保健省が当該コロナウイルスを、仏暦 2563(2020)年保健省通達(第 3 号)(主題：危険感染病の病名及び重要な症状について)によって改正された仏暦 2559(2016)年保健省通達(主題：危険感染病の名称及び重要な症状について)に定める危険感染病第 14 番目として指定されたことを受けて、改正したものである。その他に、コロナウイルスは、仏暦 2522(1979)年移民法第 12 条(4)に定める入国禁止及び同法第 44 条(2)に定める永住権の申請が禁じられる病気として追加された。同省令は、仏暦 2564(2021)年 1 月 24 日より適用される。

**電子税務システム奨励のための措置による法案**

内閣は、電子税務システムの促進及び支援のための e-Tax Invoice & e-Receipt システム及び e-Withholding Tax システムの開発への投資、及び、サービスプロバイダを介しての e-Tax Invoice & e-Receipt システムの使用に関する税制優遇措置の期間延長の原案を承認した。尚、本電子税務システムには直接的には関係のない POS (a Point of Sales) のインストールに関する投資は延長対象からは除外されるが、e-Withholding Tax システムのサービスプロバイダの使用については追加の税制優遇措置となる。対象期間は、仏暦 2563 (2020) 年 1 月 1 日より仏暦 2565 (2022) 年 12 月 31 日までとされ、本案は勅令原案として提出される。

さらに、内閣は、国内事業者の流動性に供するための措置（フェーズ 2）に基づく税制措置適用期間を延長する法案を承認した。これにより、歳入法典に基づく所得税に関する財務省令第 361 号(仏暦 2563 年(2020)) に定める e-Withholding Tax システムを通しての課税所得支払を対象とする源泉徴収税率について、3%の税率が適用されているものについては 2%に減税、また、更に e-Withholding Tax システムを通しての課税所得の支払いのうち、適用税率 5%のものである場合も 2%への減税も網羅することとしている。適用期間は仏暦 2563 (2020) 年 10 月 1 日から仏暦 2565 (2022) 年 12 月 31 日までとする。尚、本法案は勅令原案として提出される。

**登記申請手数料、書類の確認申請手数料、書類の謄本と認証申請手数料並びにその他パートナーシップ及び株式会社に関する手数料の制定、減額及び免除について**

官報は、仏暦 2563(2020)年 12 月 29 日付で、登記申請手数料、書類の確認申請手数料、書類の謄本と認証申請手数料並びにその他パートナーシップ及び株式会社に関する手数料の制定、減額及び免除に関する省令を発布した。同省令は、仏暦 2564(2021)年 1 月 1 日から適用され、商務省における各種手数料の詳細を、現状と適応するよう調整することを目的としており、さらに電子法人登記システム(e-Registration)を介して登記申請をするパートナーシップ又は会社の手数料を、本則の 30%から、50%への減額を行うものであり、減額期間は、仏暦 2566(2023)年 12 月 31 日まで延長される。

**不良債権の償却に関して規定する歳入法典に基づく省令案第....号(仏暦.....年)**

内閣は、不良債権の償却に関して規定する歳入法典に基づく省令案第...号(仏暦.....年)を承認する閣議決定が行われた。同省令案は、検討のために、急速に法制委員会事務局に提案することとされている。

その要点は、以下の通りである。

1.省令第 186 号第 4 項定める不良債権の貸倒償却額について、50 万バーツ超から、2 百万バーツ超へ引き上げることとされ、次の条件を満たしていること。

1.1 催促を行ったにもかかわらず、回収することができなかつた証拠があること。

1.2 債務者に対して民事訴訟を提起したか、他の債権者により提起された民事訴訟において債権額の割合に応じた弁済請求をされている場合で、裁判所による差押え命令が出たが、弁済に充当するに足る価値の財産がないこと。

改正

2.省令第 186 条第 5 項に定める不良債権の貸倒償却額について、50 万バーツ以内から、2 百万バーツ以内に引き上げることとされ、次の条件を満たしていること。

2.1 催促を行ったにもかかわらず、回収することができなかつた証拠があること。

2.2 債務者に対して民事訴訟を提起したか、他の債権者により提起された民事訴訟において、債権額の割合に応じた弁済請求をされており、且つ裁判所がこれを受理した。

2.3 債務者の破産申請をしたか、他の債権者により提起された破産事件において債務の弁済請求をされており、且つ裁判所がこれを受理した。

3.省令第 186 条第 6 項に定める債権償却基準を、以下の通り改正した。

3.1 省令第 186 号第 6 項に定める不良債権の貸倒償却額について、10 万バーツ以内から、20 万バーツ以内に引き上げられることとされた。

3.2 20 万バーツ以内の不良債権の貸倒償却額については、催促したにもかかわらず、回収ができないことの証拠を有しており、訴訟手続きを行った場合の費用が回収額と照らして、得がないことが証明できれば、1. 及び 2. に定める手続きを要しない。

4.金融機期間の不良債権の貸倒償却は、ローン提供の債権について、タイ中銀の定める基準に基づき、100 % の引当金を設定しており、次のいずれかを満たしていること。

4.1 債務者の元金又は利息の滞納期間が、360 日以上又は 12 ヶ月以上である。又は、

4.2 当該再建がタイ中銀の定める債権の償却基準を満たしている。

5.同省令案は、仏暦 2563(2020)年 1 月 1 日又はそれ以降に開始された会計期間における不良債権の償却を対象として適用する。

#### 2021 年 1 月 26 日内閣決議内容 : 社会保険

内閣は、仏暦 2533 (1990) 年社会保険法第 33 条に基づく被保険者を支援するための措置を承認した。2 月及び 3 月の 2 ヶ月間につき、従業員の社会保障基金への拠出に関しては、拠出率を 3% 又は最大金額 450 バーツまでのものを、0.5% までに減率、又は、最大金額を 75 バーツとする。一方、雇用主に関しては、1 月より 3 月までの 3 か月間につき、引き続き、拠出率 3% または最金額大 450 バーツの負担とする。

#### 2021 年 1 月 26 日内閣決議内容

内閣は、2021 年 1 月 26 日の閣議において、下記の 3 つの措置を承認した。

1. 2020 年度個人所得税申告書の提出及び納税期間を 3 ヶ月延長し、本則の最終提出日 2021 年 3 月 31 日を 2021 年 6 月 30 日までとする。

2. 2021 年度の土地家屋税の税率を 90% 減額し、徵収は 10% 分のみとする。対象は、居住、農業、荒地、商業または産業など使用目的に関わらず、すべての種類の土地および建物とする。

3. 次の不動産事業の活性化措置

住宅価格 300 万バーツ以下の不動産譲渡手数料の減額、不動産やアパート譲渡の登録料を査定額の 2% から 0.01% への引下げ、また、不動産やアパートの 住宅ローン登録料を本則の住宅ローン額の 1% から 0.01% への引下げにより住宅購入希望者の購入費用を削減する。